

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行経費



【令和9年度要求額 660百万円の内数（612百万円の内数）】



化審法の厳格な施行により、化学物質のリスク管理を推進し、環境リスクの低減を図ります。

1. 事業目的

- ① 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）に基づき、化学物質の製造・輸入・使用について必要な規制、リスク評価等を確実・適切に実施する。
- ② 今後の化学物質管理の在り方等について、国際発信・国際整合を図りつつ検討し、取組を強化することで、化学物質のライフサイクル全体を通じた環境リスクの低減を目指す。

2. 事業内容

【審査・評価・管理業務】

- ・化審法に基づく新規化学物質の生態毒性等に係る審査の実施
- ・化審法に基づく化学物質のリスク評価等の実施、技術的な課題の検討・改善等
- ・環境影響の懸念が高い化学物質の調査等、規制要否の検討に必要な情報収集
- ・国際的に信頼性あるGLP（優良試験所基準）適合試験施設・円滑な運用を確保

【化学物質情報業務】

- ・化学物質に関する情報をウェブ上で情報発信する情報基盤システムを活用し、一般に広く利用されるよう円滑に運用

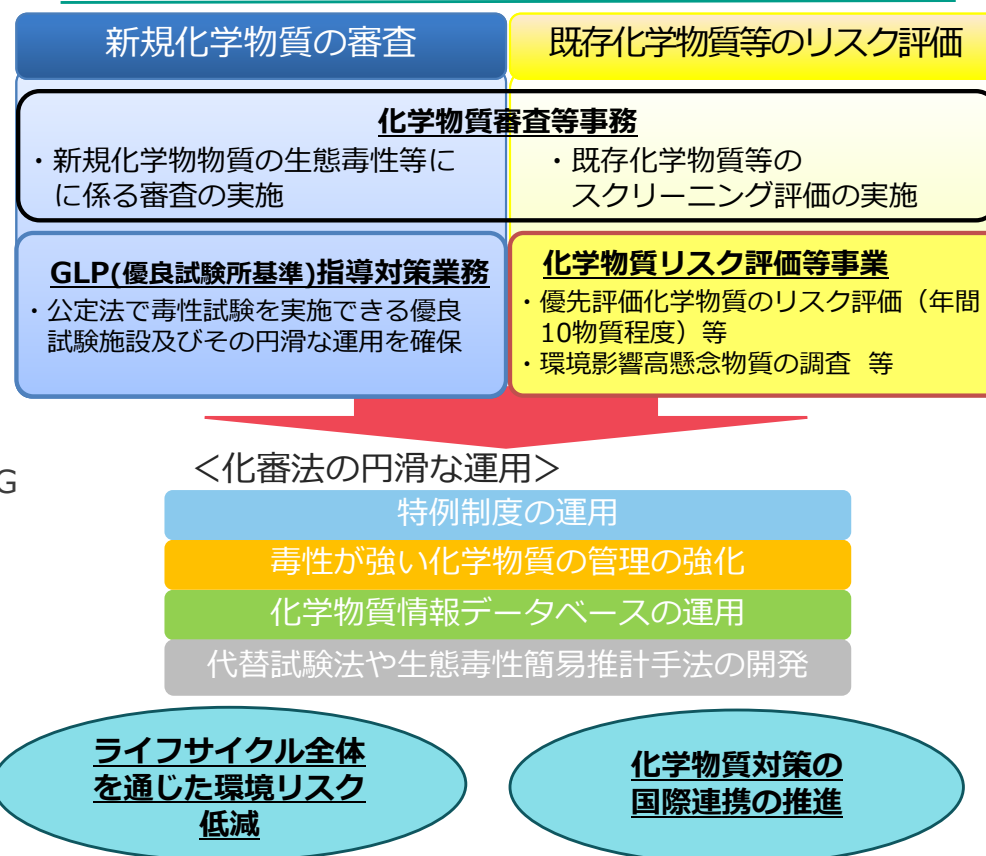
【ライフサイクル全体を通じた環境リスク低減、化学物質対策の国際連携の推進】

- ・化学物質のライフサイクル全体の管理制度の在り方、WoE手法の導入検討、ESG金融、PFAS使用製品の適正管理、循環経済への対応
- ・OECD、日中韓等における化学物質の技術的事項に係る国際連携の推進

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業/委託事業
- 委託・請負先 民間事業者・団体/研究機関等
- 実施期間 平成16年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室 電話：03-5521-8253